

Park-PFI の今後の取組みについて

1 Park-PFI に対する基本的な考え方

- 他自治体の事例を見ると、Park-PFI 事業は、小規模な公園や一定規模のエリア全てを新規整備する際は、行政側だけでなく民間事業者にとっても有効な手法（行政側：公園整備費や維持管理費の大幅な削減、民間事業者側：収益施設のスケールメリットによる高収益）と考えられるが、本県の都市公園は、大規模な公園が多く、新規に整備する箇所が少ない。
- このため、本県では、指定管理制度で包括的な公園の管理運営を行い、指定管理者の影響を極力抑えた中で、公園の核とはならないゾーンや、施設の更新等の機会に、Park-PFI の導入を検討したいと考えている。

2 取組の視点

- Park-PFI は「公募型」であるため、次の4点に留意して、手続きを進める。
 - ①競争性の確保（広く募る）
 - ②公平性、透明性の確保（選定方法や選定基準の提示、公表）
 - ③サービス水準の確保（求める管理運営基準を早期に提供、早期理解）
 - ④責任分担の明確化（公共空間での安定性・継続性、リスク分担）

3 Park-PFI の新たな取組方針（案）

STEP 1 Park-PFI 導入可能性施設等の位置づけ

- 公園ごとの個別計画作成段階で、出先事務所と予めコンセンサスを図り、Park-PFI 事業により今後整備や更新を図りたい施設を整理し、「おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設等」を「概ねの時期」とともに明示する。



STEP 2 Park-PFI 等のロングリストの公表

- 「おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設等」のうち、Park-PFI を実施する可能性が比較的高い箇所を抽出した一覧表（施設の立地と現状の課題を記載）を、ロングリストとして公表する。

まずは、「現時点で想定可能な Park-PFI 施設（エリア）がある候補地」を記載し、その後、リストの情報を適宜更新する（候補地の追加等）。

<ロングリストの公表の目的> （…イメージは、参考資料 1）

- ・ 行政側が「Park-PFI 事業等により、今後整備や更新を図りたい施設及び概ねの整備・更新時期の目安」を公表する。（都市公園課 HP 掲載）
- ・ 民間事業者は、具体的な対象案件を随時確認し、参画を事前に検討し、提案することが可能となり、行政側の施設更新時期や計画の位置づけ等のタイミングが合えば、Park-PFI の手続きを進めることができること。



（事例）福岡市ロングリストの記載レベルを想定
A 公園、B 公園…の個別計画から、
10 年以内施設ゾーンや、施設名称を抜き出したリスト

STEP 3 個別施設、エリアを対象の Park-PFI の検討

① 特定の民間事業者 1 者からの企画の提案

次の条件を満たす場合、当該事業者から事業内容を聞き取る。(事業計画案や負担割合(事業者側が何割まで負担可能か)、行政側のコスト面の導入メリット等を予め把握)

- ・提案内容が公園の目指す将来像が一致し、公園に求められるニーズを満たしている。
- ・提案された施設やエリアが計画上の位置づけやタイミングが合致し実現可能性がある。

② マーケットサウンディング調査(1回目)

ロングリストにて公表済みである特定の公園と施設において、これから Park-PFI 事業を行う旨を複数の事業者へ広く周知する。

③ マーケットサウンディング調査(2回目)

公募条件案を広く一般に公募し、さらに公平性・平等性を確保。

④ 公募(←調査結果の反映)

伺いたいこと

- 民間事業者が、より参画しやすい制度を目指し、Park-PFI をロングリスト方式で進めたいと考えているが、その方向性やロングリストの内容、注意点など課題はあるか。
- 選定の際に、ロングリストにより最初に計画を提案してきた民間事業者に対し、インセンティブ(加点)を与えるべきという意見もある。一方、そうした場合、真に優れた提案が、受付の順番により不採用となる可能性もあり、公平性の観点において、課題があると考えられるが、インセンティブ(加点)を与えることは妥当か。また、これを与える場合において、公平性を確保するための条件などはあるか。